平成２７年（再イ）第３号
静岡県三島市南田町９番27号　グリーンパイン102
再生債務者　日吉　義浩
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（再イ）第３７号
福岡市東区青葉６丁目14番19号
再生債務者　高尾　ハル
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月23日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第６号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘４丁目４番地２　プレミール102号室
再生債務者　山本　　啓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２７年（再イ）第８１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄西３丁目13番３―２号
再生債務者　深川　秀一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第８７号
福岡市東区馬出２丁目21番27号
再生債務者　箱嶋　文衛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第２号
北海道小樽市奥沢１丁目２番１号　レジデ・ブランヴェール204号
再生債務者　西村　大介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日　札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（再イ）第２１号
兵庫県伊丹市寺本４丁目66番地13―102号
再生債務者　興　　康成
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２７年（再イ）第２号
和歌山県田辺市上の山２丁目５番３―601号
再生債務者　髙田ゆかり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（再イ）第３号
広島県呉市郷原野路の里１丁目13番19号
再生債務者　山毛　晃志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月24日　　広島地方裁判所呉支部

平成２７年（再イ）第４号
広島県福山市東陽台１丁目22番１号
再生債務者　上田　啓太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月24日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（再イ）第５９号
札幌市北区屯田６条10丁目４番７号
再生債務者　西村　一徳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第９号
仙台市宮城野区幸町２丁目12番２―905号
再生債務者　富松　幸枝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第６号
高知市瀬戸東町２丁目20番地
再生債務者　濱村　徳昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第４号

草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第１項の規定による清算金額の通知について、受領拒否があったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成27年８月７日

草加都市計画事業
三郷中央一体型特定土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
本部長　宮本　保宏

記

1　清算金額通知者
氏名　阿部定男
住所　埼玉県三郷市早稲田二丁目19番地16
2　通知の内容

清算金額通知書

草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の施行地区内にある貴殿の所有権を有する土地について、土地区画整理法第94条に規定する清算金を、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

なお、下記注意事項及び教示をご熟読の上、必要な手続きをお取りください。

記

徴収清算金　　金7,519,592円
交付清算金　　金561,322円
供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
町名地番　①三郷市幸房字掛井堀向1247―11
　　②三郷市幸房字掛井堀向1247―12
地　　目　①雑種地
　　②雑種地
登記地積　①11㎡
　　②165㎡
基準地積　①11.11㎡
　　②165.29㎡